

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令(平成27年11月11日政令第378号)(抄)

(製造工程)

第二条 法第十九条の政令で定める製造工程は、次に掲げる物品の製造工程とする。

- 一 水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム
- 二 アセトアルデヒド
- 三 クロロエチレン(別名塩化ビニル)
- 四 ナトリウムメトキシド、ナトリウムエトキシド、カリウムメトキシド又はカリウムエトキシド
- 五 ポリウレタン

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。(略)

(水質汚濁防止法施行令の一部改正)

第七条 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十五号を次のように改める。

二十五 削除

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正)

第八条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第
二百六十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五号を次のように改める。

五 削除

【参考 1】改正前の水質汚濁防止法施行令（抄）

別表

二十五 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 塩水精製施設
- ロ 電解施設

【参考 2】水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年 6 月 19 日法律第 42 号）（抄）

第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置

第十九条 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならない。

第十章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 四 第十九条の規定に違反した者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。（略）